

## 技術補佐員（パートタイム勤務職員）の募集について

名古屋大学 糖鎖生命コア研究所 糖鎖ビッグデータセンターでは、下記のとおり技術補佐員（パートタイム勤務職員）を募集します。

### 記

**1. 勤務場所：**【雇入れ直後】名古屋大学糖鎖生命コア研究所糖鎖ビッグデータセンター

（名古屋市千種区不老町 EI 創発工学館 8 階）

【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する就業場所

**2. 職　　名：**技術補佐員（パートタイム勤務職員）

**3. 職務内容：**【雇入れ直後】研究補助（サンプル調整や質量分析など）、

研究室整備、書類作成、システムへの入力等

【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する業務

**4. 募集人員：**若干名

**5. 募集条件：**

- 1) 学歴：専門学校・短大卒以上が望ましい
- 2) 生化学、分析化学（質量分析や液体クロマトグラフィ）に関する実験経験のある方歓迎
- 3) パソコン操作（Word, Excel）ができること
- 4) コミュニケーション能力と協調性に富んでいること

**6. 雇用期間：**令和 8 年 3 月 1 日以降～令和 8 年 3 月 31 日（応相談）

・ただし、雇用期間満了時に更新基準に基づく評価のうえで、年度毎に更新する可能性あり。

※業務処理、判断・対応、責任感、勤務態度、協調性、法令規程等の遵守及び法人の予算、業務量等により判断する。

・更新する場合でも、令和 10 年 3 月 31 日までを限度とする。

・最終雇用年齢は 65 歳に達した年の年度末まで。

**7. 勤務条件：**

1) 勤務時間：月～金 週 4～5 日勤務、9 時～16 時、  
週 20～30 時間（応相談）

※時間外労働の可能性あり（月 0～10 時間程度）

2) 休憩時間：12 時～13 時

- 3) 休日： 土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- 4) 加入保険： 共済組合（短期）、厚生年金、雇用保険、労災保険
- 5) 有給休暇： 年次有給休暇（雇用日に勤務日数等に応じて付与）、各種特別休暇
- 6) 給与： 時間給 1,320 円  
(担当業務に関する高度な技術・経験等がある場合には、時間給 1,560 円)
- 7) 通勤手当： 支給（支給要件有り、上限 150,000 円／月）
- 8) 受動喫煙措置：原則としてキャンパス内は喫煙禁止

**8. 選考方法：**書類選考の上、面接を実施し、採否を決定します。

**9. 提出書類：**履歴書（様式自由、写真貼付のこと）及び「類型該当性の自己申告書」（指定様式）を提出先あて郵送してください。封筒には、「技術補佐員応募書類在中」と朱書きしてください。

提出先： 〒464-8601 名古屋市千種区不老町1番  
国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学  
糖鎖生命コア研究所 戰略推進室  
担当： 郷 TEL： 052-558-9719  
E-mail： go.shinji.i4[at]f.mail.nagoya-u.ac.jp

**10. 応募期限：**令和8年2月27日（金）12時必着  
ただし、随時選考を行い、採用者が決定した時点で締め切ります。

**11. その他：**

- 1) 面接のための交通費は自己負担とします。
- 2) 提出いただいた書類は本選考のためだけに使用し、それ以外には使用しません。
- 3) 2021年11月「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。

**12. 募集者：**国立大学法人東海国立大学機構

### 類型該当性の自己申告書

名古屋大学に教職員として応募する方、学生として出願する方には「外国為替及び外國貿易法」に基づく「みなし輸出」における管理対象であるかどうかの自己申告をお願いさせていただいております。

ご自身の立場について別紙フローチャートを参照いただき、該当の項目にチェックを入れて応募および出願の書類と一緒にご提出ください。

部局 糖鎖生命コア研究所

氏名 \_\_\_\_\_

類型①に該当    類型②に該当    類型③に該当    いずれにも該当しない

類型①～③に該当する方は下記にその根拠を記載し、エビデンスを提出してください  
該当性の根拠

例：○○機関に雇用されている、○○から資金提供・奨学金を取得している、もしくは  
予定

( )

エビデンス資料

例：海外機関の雇用証明書(雇用通知書・契約書)、海外機関からの資金提供通知書(個人)、  
奨学金の受給通知もしくは申請書など

( )

※類似該当性の判断について不明な場合は下記にお問合せください。

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理事務局

E-mail : [anzen@aip.nagoya-u.ac.jp](mailto:anzen@aip.nagoya-u.ac.jp) TEL : 052-747-6702

## 別 紙

## 類型該当性判断のフローチャート

## 類型①

外国法人等(外国大学を含む。)か外国政府等と雇用契約(契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの)又は取締役としての委任契約を締結しているか?

**Yes**

本誓約書の提出先と契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたの外国法人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか?

**No**

本誓約書の提出先と、あなたが契約を結んでいる外国法人等はグループ企業の関係にあるか?(通常、大学等では該当しません。)

**No**

類型①に該当する。

**No**

**Yes**

**Yes**

類型①に該当しない。

## 類型②

外国政府等から、多額の金銭その他の重大な利益を得ている、又は、得ることを約束しているか?

**No**

**Yes**

その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち25%以上を占めているか?

**No**

**Yes**

類型②に該当する。

類型②に該当しない。

## 類型③

上記の他、日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けているか?

**No**

**Yes**

類型③に該当する。

類型③に該当しない。